

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助に際し 事業者を求める八王子市基準

第1 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱（以下「都補助要綱」という。）第4に定める補助を受ける者に対し、サービス付き高齢者向け住宅の整備にあたり遵守する基準を都補助要綱第5の1の1ーアに基づき次のとおり定める。

- 1 八王子市及び八王子市民に対して誠意ある対応を心がけるとともに、入居者については、可能な限り、八王子市民の入居率 100%となるよう努める。
- 2 建設に当たっては、近隣住民に対し説明会等を開催するなど、十分な説明を行うこと。
- 3 地域住民との交流のため、住棟内に交流スペース等の設置に努めること。
- 4 東京都の建築物バリアフリー条例に定める基準を参考に、バリアフリー化に努めること。
- 5 併設又は近接して医療・介護を連携する地域密着型サービス事業所等の事業者が提供するサービスについて、入居者以外の地域の住民も利用できるようにすること。
- 6 併設又は近接して医療・介護を連携する地域密着型サービス事業所等の事業者以外のサービスを、入居者が自由に選択できるようにすること。
- 7 併設又は近接して医療・介護を連携する地域密着型サービス事業所等の事業者が新たに地域密着型サービスを提供する場合、必ず八王子市の関係所管と事前協議を行うこと。
- 8 サービス付き高齢者向け住宅を運営する事業者に対しても、1 から 7 までの各項目について遵守させること。